

○東京藝術大学競争入札における最低価格の入札者の調査に
関する基準

〔平成19年3月6日〕
〔学 長 裁 定〕

改正 平成21年2月5日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この基準は、東京藝術大学契約規則（以下「契約規則」という。）の規定に基づき、本学の競争入札において最低価格の入札者を落札者としなことが出来る契約に該当する場合における最低価格の入札者の調査の要否についての判断基準を定めるものとする。

(基準額)

第2条 契約規則第25条第1項における基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約については、競争入札ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約事務受任者が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
- (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
- (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
- (4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約事務受任者が定める割合、製造その他の請負契約の場合においては10分の7を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

附 則

この基準は、平成19年3月6日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年2月5日から施行し、平成20年11月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。